

## 食品中の放射性セシウムスクリーニング法を改正する件（概要）

### 1. 背景・趣旨

平成 23 年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第6条第2号に該当するものとして取り扱うこととし、これを受け、地方自治体では厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、モニタリング検査を実施してきた。

さらに、効果的・効率的なモニタリング検査の実施を確保する観点から、厚生労働省では、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を定め、簡易測定機器の導入によるスクリーニング検査の導入を推進してきた。

今回、平成 23 年 12 月 22 日に行われた厚生労働省薬事・食品衛生審議会の放射性物質対策部会において、食品衛生法第 11 条第1項に基づく食品中の放射性物質に係る新たな基準値案が取りまとめられたことを受けて、新たな基準値に対応できるよう食品中の放射性セシウムスクリーニング法について所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

#### (1)放射性セシウムスクリーニング法の対象となる食品の範囲

「一般食品」を対象とする。

#### (2)分析方法

バックグラウンド値 下記の測定下限値を担保できる値であること。

バックグラウンド値は試料と同じ容器に同量の水をいれたものとする。ただし、遮蔽が十分な場合はブランク状態の測定値をバックグラウンドとしてもよい。

測定下限値 25 Bq/kg(基準値の1/4)以下であること。

真度(校正) 適切な標準線源を用いて校正されていること。  
校正は1年に1回以上実施する。

スクリーニングレベル 基準値の1/2以上  
スクリーニングレベルにおける測定値の99%区間上限が基準値レベルで得られる測定値以下であること。

### **3. 改正対象**

「食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」(平成23年10月4日付け事務連絡(最終改正平成23年11月10日))

### **4. 適用日等 (予定)**

- ・通知日 平成24年3月上旬
- ・適用日 通知日以降。経過措置が適用される食品については、今後通知により詳細を伝達することになっている。